

共済時報

目次

(写真：上板町：大山寺)

- ・組合会議員選挙が実施されます……………2～3
- ・新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ）概要…4
- ・高齢者のための新たな医療制度等について（中間とりまとめ）…5
- ・育児休業関係の改正について……………6
- ・接骨院・整骨院の適正な受診をお願いします……………7
- ・忘れず受けよう特定健診、特定保健指導……………8
- ・第6回ストレスと上手につき合うために……………9
- ・年金Q & A退職共済年金の繰上げ支給……………10～11
- ・夏期保健事業だより……………12～13
- ・貯金事業からのお知らせ……………14
- ・教育資金貸付のご案内……………15
- ・「団体信用生命保険(だんしん)」中途加入について…16～17
- ・40歳代での裸眼に要注意！……………18
- ・ホテル千秋閣：組合員限定特別プランのご案内……………19

組合会議員選挙が実施されます

共済組合の組合会議員の任期満了（本年十一月三十日）に伴い、新しい組合会議員選出のための選挙が実施されます。

選挙の日時、場所及び選挙長等につきましては、次のとおり予定されておりますのでお知らせいたします。

なお、選挙に関する詳細につきましては、後日、組合公報において公告いたします。今回の選挙による新しい組合会議員の任期は、平成二十二年十二月一日から平成二十四年十一月三十日までの二年間となります。

一 市町村長が選挙する議員の選挙（定数十名）

(一) 各選挙区ごとに、当該市町村長の互選により選挙します。

(二) 選挙区、選挙する議員の数及び選挙の日等は、(表1)のとおりです。

また、各地区の選挙長は、(表2)のとおりです。

二 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙（定数十名）

(一) 組合員が直接議員を選挙するものでなく、各市町村（一部事務組合は、事務所の所在する市町村に含める。）において組合員五十人ごとに一人の代議員（五十人未満の市町村にあつては一人の代議員）を選挙し、その代議員が組合会議員を互選する仕組みとなっております。

(二) 市町村長以外の組合員が選挙する選挙区、選挙する議員の数及び選挙の日等は、(表3)のとおりです。

また、各地区の選挙長は、(表4)のとおりです。

表1 市町村長が選挙する議員の選挙

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙の日時	選挙の場所
第1区 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市	6	11月10日 午前10時	徳島市幸町3丁目55番地 自治会館4階 徳島県市長会 会議室
第2区 勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町	1	11月10日 午前10時	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 勝浦町役場 大会議室
第3区 那賀町、美波町、牟岐町、海陽町	1	11月10日 午前11時30分	海部郡牟岐町大字内妻字白木139番地の1 海部郡衛生処理事務組合 2階会議室
第4区 松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町	1	11月10日 午前10時	板野郡上板町七條字経塚42番地 上板町中央公民館 第2会議室
第5区 つるぎ町、東みよし町	1	11月10日 午前10時	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場 会議室

表2 市町村長が選挙する議員選挙の選挙長（敬称略）

選挙区	所属所(職名)	氏名	選挙区	所属所(職名)	氏名
第1区	徳島県市長会 事務局長	一宮 巖	第4区	上板町 総務課長	廣瀬 吉彦
第2区	勝浦町 総務課長	伊丹 眞悟	第5区	つるぎ町 総務課長	大垣 浩志
第3区	海部郡町村会 事務局長	生駒 七郎			

表3 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙の日時	選挙の場所
第1区	4	11月10日 午前11時	徳島市幸町3丁目55番地 ホテル千秋閣 6階会議室
第2区	1	11月10日 午前11時	阿南市富岡町トノ町12番地の3 阿南市役所 第三会議室
第3区	1	11月10日 午前11時	板野郡上板町七條字経塚42番地 上板町中央公民館 第2会議室
第4区	1	11月10日 午前11時	海部郡牟岐町大字内妻字白木139番地の1 海部郡衛生処理事務組合 2階会議室
第5区	1	11月10日 午後2時	吉野川市鴨島町鴨島115番地1 吉野川市役所 3階大会議室
第6区	1	11月10日 午前11時	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市役所 2階会議室
第7区	1	11月10日 午前11時	三好市池田町シンマチ1500番地2 三好市本庁 2階会議室

※一部事務組合には広域連合、公営企業等を含む。

表4 市町村長以外の組合員が選挙する議員選挙の選挙長（敬称略）

選挙区	所属所(職名)	氏名	選挙区	所属所(職名)	氏名
第1区	徳島市 職員厚生課長	大森 茂	第5区	吉野川市 総務課長	工藤 利夫
第2区	阿南市 人事課長	阿部 里司	第6区	美馬市 人事課長	猪口 正
第3区	上板町 総務課長	廣瀬 吉彦	第7区	三好市 総務課長	近泉 裕久
第4区	海部郡町村会 事務局長	生駒 七郎			

新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)概要

～安心・納得の年金を目指して～

本年6月29日に政府の「新年金制度に関する検討会」が開催され、新たな年金制度の基本的考え方について、中間まとめが行われました。

この中間まとめは、我が国の将来の社会経済の姿を見据えた上で、新たな年金制度を創設する必要性や新制度の基本となるべき7つの原則をとりまとめたものとされています。

中間まとめの概要については、次のとおりです。

※詳しくは、<http://www.npu.go.jp/policy/policy02/archive08.html> (国家戦略室ホームページ) をご覧ください。

<我が国社会経済の変化と見通し>

過去(1970年頃)

- ・人口1億400万人で増加中
- ・平均寿命は男69歳・女75歳
- ・65歳以上のお年寄りは人口の7%
- ・8.5人の現役世代に高齢者1人
- ・出生数は年190万人、15歳未満の子どもは人口の24%
- ・3世代世帯は16%、一人暮らしの単身世帯は20%
- ・専業主婦世帯のほうが多数
- ・初婚年齢は男27歳・女24歳
- ・生涯未婚者は男2%・女3%
- ・離婚件数は9万6千件

- ・労働力人口は5150万人で増加中
- ・第1次産業従事者が4割弱、自営業主が3割弱

- ・家業を継いで自営業者を営む、一つの会社で働き続けるといった「標準的なライフコース」が想定でき、「人生の予測」がしやすい

現在

- ・人口は1億2700万人でピーク
- ・平均寿命は男79歳・女86歳
- ・65歳以上のお年寄りは22%
- ・3人の現役世代に高齢者1人
- ・少子化が進行し、出生数は年107万人、15歳未満の子どもは13%
- ・3世代世帯は7%、一人暮らしの単身世帯は30%
- ・共働き世帯のほうが多数
- ・初婚年齢は男30歳・女29歳
- ・生涯未婚者は男16%・女7%
- ・離婚件数は25万3千件

- ・労働力人口は6800万人でピーク
- ・第1次産業従事者は5%未満、自営業主は1割まで減少
- ・若年者の非正規雇用が増大
- ・転職が増加

- ・「標準的なライフコース」がたどりにくく、「人生の予測」が難しい

未来(2050年頃)

- ・人口は1億人未満まで減少
- ・平均寿命はさらに伸長
- ・65歳以上のお年寄りが4割以上
- ・少子化はさらに進行し、出生数は年50万人未満、15歳未満の子どもは9%まで減少
- ・一人暮らしの高齢者世帯がますます増加
- ・生涯未婚者は男30%・女23%に増加

- ・労働力人口の減少が不可避。女性や高齢者など誰もが意欲と能力に応じて働ける社会づくりが必要
- ・グローバル化、サービス化、IT化などで働き方が一層変化。若年層の雇用安定が課題

- ・「人生の予測」が難しくなったことに伴い、老後への不安も高まる

<新たな年金制度創設の必要性>

- 職業によって制度が分立しているため、制度間格差や移動手続が面倒といった問題が発生
- 国民年金の未納・未加入問題は深刻で、老後の低年金・無年金につながるおそれ



現行制度を存続することは困難であり、新たな年金制度を創設することが必要

社会保障・税に関わる番号制度や、様々な分野の制度との整合性を図りながら、新年金制度を創設

<新年金制度の基本原則>

①年金一元化の原則 全国民が同じ一つの年金制度に加入すること

②最低保障の原則 最低限の年金額の保障があること

③負担と給付の明確化の原則 負担と給付の関係が明確な仕組みにすること

④持続可能の原則 将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること

⑤「消えない年金」の原則 年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること

⑥未納・未加入ゼロの原則 年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと

⑦国民的議論の原則 国民的な議論の下に制度設計を行うこと

高齢者のための新たな医療制度等について(中間とりまとめ)

本年8月20日に「第9回高齢者医療制度改革会議」が開催され、新たな高齢者医療制度の中間とりまとめが示されました。

この中間取りまとめは、年末までに更に議論を深め、結論を得ることとされ、当該会議のとりまとめを踏まえ、平成25年4月を目途に新たな制度が施行される予定とされています。

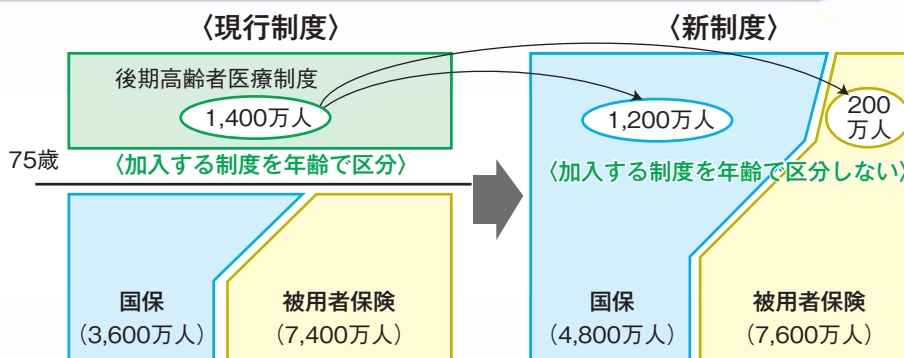
ここでは、中間とりまとめのポイントを掲載します。

詳しくは、<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000000khkn.html> (厚生労働省ホームページ) をご覧ください。

◆◆中間とりまとめのポイント◆◆

1 年齢で加入する制度は変わらなくなります

- サラリーマンである高齢者の方や被扶養者は被用者保険に、これら以外の地域で生活している方は国保に、それぞれ現役世代と同じ制度に加入します。
- これにより、後期高齢者医療制度は廃止され、加入する制度(保険証)が年齢で変わることはありません。



2 高齢者の保険料は給付費の1割相当にとどめます

- 同じ都道府県の中では、同じ所得であれば、原則として同じ保険料とし、引き続き給付費の1割相当のご負担にとどめます。
※国保に移る高齢者の方について、市町村ごとの保険料にした場合には、市町村間の保険料格差が復活し、多くの高齢者の保険料が増加します。(市町村国保から後期高齢者医療制度に移った際、地域間の保険料格差は5倍から2倍に縮小し、全国的には保険料が減少した世帯も多くありましたが、この逆のことが起きます。)
- 被用者保険に移る被扶養者の方は、75歳未満の被扶養者と同様に、保険料を納める必要がなくなります。

3 高齢者の保険料の伸びを抑制する仕組みを設けます

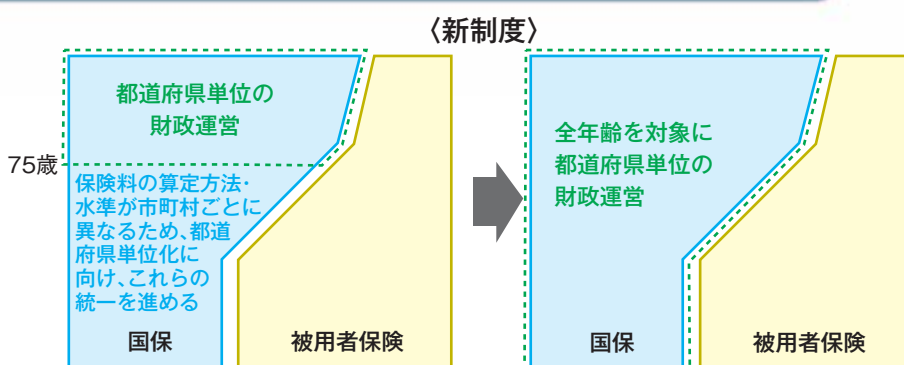
- 各都道府県に基金を設置し、高齢者の保険料の伸びが、現役世代の保険料の伸びを上回らないよう抑制する仕組みを設けます。
※高齢者医療を支える現役世代の負担についても、高齢者の増加や現役世代の減少により、重くなり過ぎないようにするための仕組みを設けます。

4 医療費の自己負担の軽減やサービスの改善も図られます

- 高齢者の方は、現役世代と同じ制度に加入するため、高額療養費の自己負担も同一世帯として計算され、これにより世帯によっては自己負担が軽減されます。
- サービス・給付(健康診査、人間ドック、被用者保険の傷病手当金等)についても、現役世代と同じように受けられるようになります。

5 国保の広域化を実現し、国民皆保険を守ります

- 国保は市町村単位の運営であるため、保険財政が不安定になりやすく、保険料の格差も大きく、広域化を図ることが長年の課題となっていました。
- まず高齢者について保険財政の都道府県単位化を図り、次の段階で全年齢での都道府県単位化を実現し、国民皆保険の基盤である国保の安定的な運営を確保します。



育児休業関係の改正について

平成22年6月30日施行



少子化対策の観点から、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、父母ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境の整備として、「育児休業の取得要件」と「育児休業手当金の支給要件」の改正が次のとおり行なわれました。

【育児休業取得要件】（「地方公務員の育児休業等に関する法律」等）

父親の育児休業取得を容易にするなど、取得促進が図られました。

- ①配偶者が育児休業を取得しているなど、常態としてその子を養育することができる職員も取得が可能になりました。
- ②3歳に満たない子を養育するため3歳に達する日まで育児休業を取得できますが、当該子について既に育児休業をしたことがあるときは、条例で定める特別事情がある場合を除き再取得できません。しかし、子の出生日から産後休暇中に開始し終了する育児休業は、既に取得した育児休業にカウントされないこととされ、実質的に再取得が可能になりました。

制度改正により父親が育児休業を取りやすくなるポイント

改正前

母親が子育てに専念している場合、父親は育児休業を取得できない

改正後

母親が専業主婦や育児休業中でも、父親は育児休業を取得できる

育児休業は原則1回限りで、特別事情がなければ再取得できない

出生後産後休暇中に取得した育児休業は別カウントとし、いったん職場復帰した後に特別事情によらず、もう一度取得できる

【育児休業手当金支給要件】（「地方公務員等共済組合法」）

父母がともに取得する場合においては、組合員の配偶者が子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していれば、組合員と配偶者のいずれの取得が先かは問わず、子が1歳2月に達する日までの間に、父母1人ずつがそれぞれ1年間を上限に手当金の支給を受けられます。

ただし、母親の場合の1年間は、当該子の出生日以後の労働基準法第65条第2項による産後休業の期間を含み1年間です。

子が1歳2月までの期間に育児休業手当金の支給を受ける場合、配偶者が育児休業をしていることを証明する書類として、①組合員の配偶者であることが確認できる書類と②配偶者が当該育児休業に係る子の1歳に達する日以前のいずれかの日に育児休業をしていることが確認できる書類が必要です。

※育児休業の取得は、所属所の条例等によりしますので、自身の所属所でご確認ください。

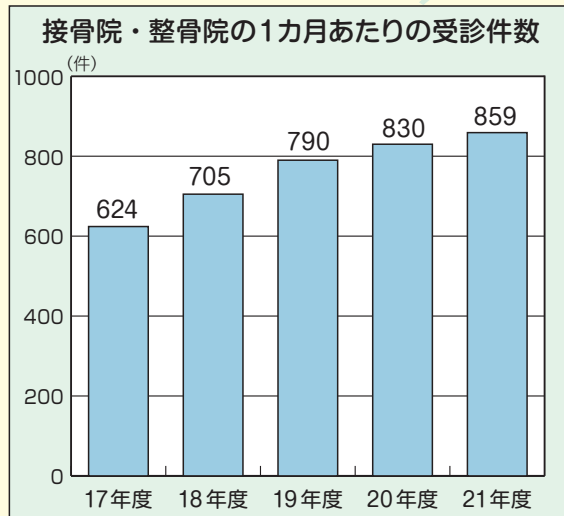
※組合員の配偶者が民間にお勤めの場合、配偶者の育児休業及び同手当金は雇用保険法等の適用となりますので、勤務先等でご確認ください。

接骨院・整骨院の 適正な受診をお願いします

本組合における接骨院・整骨院からの請求件数(請求額)は、右のグラフのとおり増加しております。

組合員証を使用して柔道整復師(接骨院・整骨院)の施術を受けた場合は、共済組合から柔道整復師に対し、療養費又は家族療養費として施術料の一部が支払われます。

組合員証を使用して柔道整復師の施術を受けることができるのは、急性または亜急性の外傷性の負傷に限られますので、次のことに気をつけていただき、適正受診にご理解とご協力をお願いします。



組合員証が使用できる場合

急性で外傷性の

- 打撲・ねんざ・挫傷(肉離れ等)
- 骨折、脱臼(緊急時以外は医師の同意必要)

看板でよく見かける「各種保険取扱」とはこれらの施術に限って保険が使えるという意味です。

組合員証が使用できない場合

単なるマッサージ

- 日常生活からの疲労や肩こり・腰痛・体調不良
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等)からくる痛みや凝り
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 症状の改善の見られない長期の施術

● 施術を受けるときの注意点 ●

○ 負傷原因を正しく伝える

負傷した原因を正しく伝え、健康保険適用の施術かどうか確認してください。慢性的な肩こりやスポーツによる筋肉疲労等けがでないものに対するマッサージなどには組合員証は使用できません。

○ 病院との重複受診をしない

「打撲・捻挫・挫傷」で同一時期に医師と柔道整復師に重複してかかることはできません。ただし、ケガの状態を確認するための医師の検査や、継続して柔道整復師の施術が必要か確認するための受診は可能です。

○ 療養費支給申請書の内容確認と領収証及び明細書の保管

施術を受けるときは、組合員証等を提示し、一部負担金を支払うほか、「療養費支給申請書」に署名が必要ですので、傷病名・施術内容・回数等記載内容を確認してから自分で署名しましょう。

これを怠ると、共済組合に架空請求・水増し請求といった不正請求が行われることがあるため、ご協力をお願いします。(白紙「療養費支給申請書」や数ヶ月分をまとめて書名することもできません。)

領収証と明細書は必ずもらって保管しておき、後日、共済組合から送付される「医療費通知」の内容と照合してください。

もし、受診した内容とかけ離れた金額や覚えのない医療費の記載がある場合は、共済組合医療保健課(電話088-621-3526・3528)までご連絡ください。

忘れず受けよう 特定健診、特定保健指導

特定健康診査

平成22年度中に40歳から75歳に到達する組合員及び被扶養者が対象となります。

・組合員

所属所で実施する事業主健診、または共済組合の人間ドックの受診結果をもって特定健診の実施に代えるため、別途受診の必要はありません。

・被扶養者、任意継続組合員等

対象者には6月上旬に「特定健康診査受診券」を配付しました。

まだ、特定健診を受診されていない方は、平成22年12月31日までに受診してください。

受診方法・・・受診券、組合員証、昨年度の検診結果などを持参のうえ、受診可能契約機関（受診券送付時に一覧表を同封）で受診してください。

※事前に受診可能契約機関へ電話等で確認してください。

負担額・・・費用負担はありません。

検査項目・・・身長・体重・BMI・腹囲、血圧、中性脂肪、HDL、LDL、AST、ALT
γ-GT、血糖検査、尿検査、質問票

特定保健指導

・対象者

特定健診等の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により予防効果が期待できる方に「特定保健指導利用券」を順次送付しております。

利用券が届いた方は、生活習慣改善のため、券記載の有効期限までに初回の特定保健指導を受けてください。

利用方法・・・利用券、組合員証、検診結果などを持参のうえ、受診可能契約機関で受診してください。

負担額・・・費用負担はありません。

平成21年度の特定健康診査・特定保健指導の受診者数等について(中間報告)

※平成22年8月末現在

特定健康診査

区 分	対象者数 (A) 人	受診者数 (B) 人	実施率 (B/A) %
組 合 員	6,197	5,394	87.0
被 扶 養 者	2,358	1,070	45.4
任意継続組合員等	418	169	40.4
小 計	2,776	1,239	44.6
合 計	8,973	6,633	73.9

平成21年度の実施率(目標) 72%

特定保健指導

区 分	対象者数 (A) 人	保健指終了者 (B) 人	実施率 (B/A) %
動機付け支援	576	32	5.6
積極的支援	804	13	1.6
合 計	1,380	45	3.3

平成21年度の実施率(目標) 35%を大きく下回っています。
特定保健指導の対象となった方は、積極的に保健指導を受けてください。
また、利用中の方は途中脱落のないよう6月後の実績評価を目指しましょう。



徳島県市町村職員共済組合メンタルヘルス対策事業アドバイザー
Mental Health & Human Support With You
代表 川上 晃代

秋の気配が日毎に感じられる頃となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
今夏は酷暑続きで大変でしたね。今回は、セルフケアにも役立つ、「ストレスとも上手につき合う方法（ストレスコーピング）」をいくつかご紹介したいと思います。

適度のストレスは、意欲向上への刺激や自己成長への糧にもなると言われていますが、様々な「ストレス要因」（仕事負荷・対人関係・仕事適性や裁量度・作業環境・家庭問題・事故や事件等）が過剰になったり、複数のストレス要因が重なると、心身の疲労度が強まり、「ストレス反応」として様々なサイン（不眠・食欲低下・胃痛・腹痛や下痢・頭痛・肩こり・目まい・吐気・意欲低下・抑うつ気分・不安・イライラ感等）が生じたりします。

そのため、ストレスを予防するには、「ストレスをどの様にとらえるか？」「日頃ストレスといかに上手につきあうか？」が、毎日を元気に過ごし、心身の健康を維持するための大切な留意点と言えます。そこで、下記の様なストレス対処法（コーピング）を、セルフケアとしても日頃の行動にも取り入れて、ストレスと上手につきあいましょう。

※ ストレスコーピングとは？

状況や問題に適した方法をいくつか考え、対処行動を選ぶことです。



1) 問題焦点型コーピング

直面している問題の対策をいくつか考え適切な方法を選んで行動する。

【複数の仕事の期限が迫る！】



- 期限の延長を上司等に相談してみる。
- 緊急度・重要度で優先順位をつける。
- 仕事を手伝ってくれそうな人を探す。

2) 認知再評価型コーピング

直面している状況への見方を変えて、良い方に考えたり、問題から距離を置く。

【またミスをした！叱られる！】



- 「まだ挽回出来る」と良い方に考える。
- ミスを見直し、学べたことを考える。
- 上司に報告し、改善法を伝える。

3) 社会的支援型コーピング

上司や同僚・家族・友人等に相談し、アドバイス（助言）や支援を求める。

【どうしていいか、わからない】



- 上司や先輩、同僚に相談してみる。
- 家族や友人等に本音を話してみる。
- 専門機関や専門家に相談・受診する。

私は、昭和32年生まれの一般組合員ですが、退職共済年金を60歳から受給することができますか？

【退職共済年金の繰上げ支給】

Q 以前、送られてきました「公務員共済年金のお知らせ」に、将来受けられる年金の見込み額が記載されていましたが、昭和32年9月1日生まれの私は、退職共済年金の支給開始年齢は63歳になるようです。できれば定年退職後、すぐに60歳から年金を受けたいと思うのですが、そのようなことは可能でしょうか。

A 退職共済年金を実際の支給開始年齢より早く受け取ることを「繰上げ支給」といいます。一年以上の組合員期間があり、受給資格期間（年金加入期間25年以上）を満たしている方については、60歳以降に退職共済年金の繰上げ支給を請求すれば、支給開始年齢よりも前に年金を受けることができます。ただし、退職共済年金は一定の割合で減額されます。また、退職共済年金の繰上げ支給を希望した場合は、老齢基礎年金（国民年金）も同時に繰上げ支給を請求することとなりますので、ご注意ください。

繰上げ支給を請求するときの注意点

- ① 一度決められた減額率は一生変わりません。また、一度請求すると取消しはできません。
- ② 請求後は、事後重症による障害共済（基礎）年金や寡婦年金を受けられません。
- ③ 請求後は、退職共済年金等の長期加入及び障害者の特例措置を受けられません。
- ④ 遺族共済（厚生）年金が支給されると、併給調整により受給中の繰上げ支給の老齢基礎年金は65歳になるまで支給停止になります。

特例による退職共済年金の支給開始年齢について

特例による退職共済年金（65歳までの間に支給される退職共済年金）の支給開始年齢は、生年月日により段階的に引き上げられており、昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた一般組合員の方や昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた特定消防組合員の方の支給開始年齢は、次の図のとおり、61歳から64歳になります。

また、昭和36年4月2日以後に生まれた方（特定消防組合員の方は昭和42年4月2日以後に生まれた方）からは、特例による退職共済年金はなくなります。

※ここでの特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員で退職時または受給権発生時まで引き続き20年以上、消防職員として在職していた組合員をいいます。

特例による退職共済年金の支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢	年金体系図
昭和28(34)年4月2日生 昭和30(36)年4月1日生 ()は特定消防組合員	61	(特例による退職共済年金)
昭和30(36)年4月2日生 昭和32(38)年4月1日生	62	(特例による退職共済年金)
昭和32(38)年4月2日生 昭和34(40)年4月1日生	63	(特例による退職共済年金)
昭和34(40)年4月2日生 昭和36(42)年4月1日生	64	(特例による退職共済年金)
昭和36(42)年4月2日以降生	65	

平成12年改正による支給開始年齢

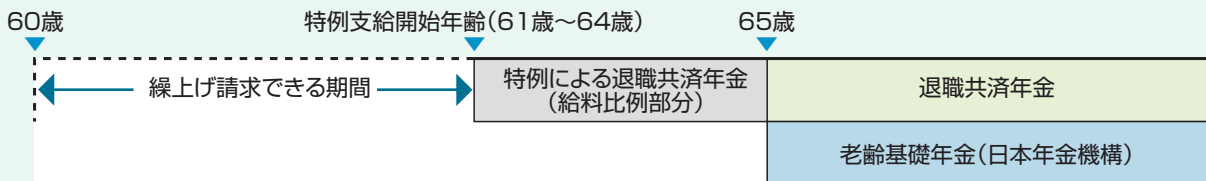
繰り上げ支給のしくみ

繰り上げ支給は、退職共済年金の支給開始年齢や受給できる年金部分の違いから、生年月日に応じた繰り上げ支給のしくみがあります。

昭和28年4月2日～昭和36年4月1日生まれの一般組合員
昭和34年4月2日～昭和42年4月1日生まれの特定消防組合員

60歳から特例支給開始年齢になるまでの間に「**経過的な繰り上げ支給の退職共済年金**」を請求することができます。

この繰り上げ請求は、老齢基礎年金の「全部繰り上げ」と同時に行うことになります。



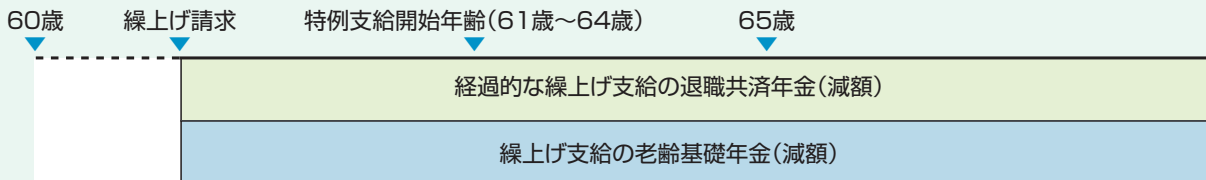
経過的な繰り上げ支給の退職共済年金及び繰り上げ支給の老齢基礎年金の額は、請求時の年齢に応じて、次の式で減額された額となります。

(1) 経過的な繰り上げ支給の退職共済年金

特例による退職共済年金 × (1 - 0.5% × 繰り上げ請求月から特例支給開始年齢到達月の前月までの月数)
(給料比例部分)

(2) 繰り上げ支給の老齢基礎年金

老齢基礎年金 × (1 - 0.5% × 繰り上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)



昭和36年4月2日以後生まれの一般組合員
昭和42年4月2日以後生まれの特定消防組合員

60歳から65歳になるまでの間に「**繰り上げ支給の退職共済年金**」を請求できます。

この繰り上げ請求は、老齢基礎年金の「全部繰り上げ」と同時に行うことになります。

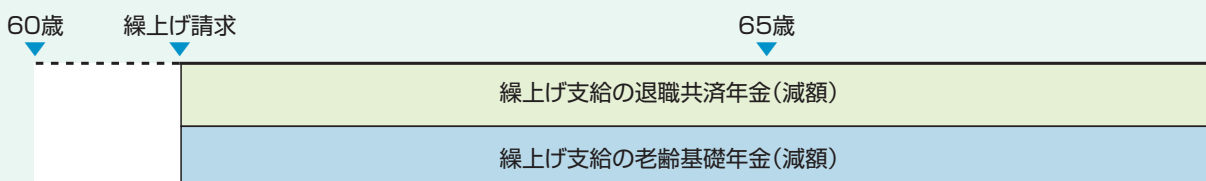


(1) 繰り上げ支給の退職共済年金

退職共済年金 × (1 - 0.5% × 繰り上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)

(2) 繰り上げ支給の老齢基礎年金

老齢基礎年金 × (1 - 0.5% × 繰り上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)



親子保健講座

平成22年度親子保健講座は、阿南市椿町のY MCA阿南国際海洋センターを会場に、7月30日～31日、32家族80名の親子の参加のもと開催されました。

初日の海洋プログラムでは、ヨットとカヤックを体験しました。最初は苦戦しながらカヤックを操っていた子供たちも時間とともに自由自在に操るようになり、最後には立ち乗りする強者も現れ、その身体能力の高さに驚かされました。夜は、満天の星空に火の粉を巻き上げるキャンプファイヤーを囲んで、歌やゲームで楽しい時間を過ごしました。翌日は、皆で力を合わせてカヌーを漕ぎ、無人島へ渡り磯遊びを体験しました。

この講座の目的である自然に親しみ、親と子のふれあいが深まったことと思います。

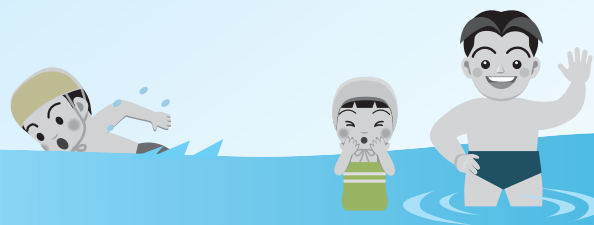


健康広場を開設しています!

共済組合では健康広場として「ハッピー」、「かもめスイミングスクール」、「ドルフィンスイミングクラブ」、「OKスポーツクラブ」に法人会員として加入し、組合員の皆様の健康づくりをサポートしております。

法人会員料金で利用できる「健康広場利用券」は、所属所担当課または共済組合医療保健課にてお渡ししております。

健康増進はもちろんメタボ予防・
ストレス発散に、最寄りの施設を
ご利用ください。



ファミリー健康教室

家族ぐるみでの体力・健康づくりと健康への意識を高めることを目的に、ファミリー健康教室(健康増進施設(株)ハッピーにて)を開催しました。

7月26日・・・ハッピー徳島(申込者 153名)

8月2日・・・ハッピー阿南(申込者 46名)

8月9日・・・ハッピー鴨島(申込者 62名)

参加者は、スイミング、テニス、エアロビクス、ヨガ、ピラティス、ジムトレーニング、メタボ教室など希望した教室に分かれ、それぞれの体力に応じ、日ごろの運動不足の解消や技術の向上に、意欲的に取り組む姿が印象的でした。

また、心肺蘇生法やAED(体外式除細動器)の操作法の紹介も行われ、参加者は熱心に受講していました。



我が家のライフプラン、生活設計は大丈夫？

ライフプランニング・サービス

将来に向けた生活設計・資産形成実現のためのお手伝いをします。

利用料・相談料無料

年中無休・24時間受付

万全なセキュリティー

ライフプラン・シミュレーションツール

■ ツール操作に関するお問い合わせ

0120-271-115 (平日10-18時)

共済組合ホームページからログイン
従業員・職員コード: 組合員番号9桁
パスワード 123456(初期)
※ご自分のパスワードへ変更し利用開始



ファイナンシャルプランナー個別相談

■ 相談予約 (平日9-18時)

0120-228-726

こんなとき、お気軽にご相談ください。
これからの収支をシミュレーションしたい
保険の見直し? お金の運用方法?
※パソコンからも予約できます。

徳島県市町村職員共済組合

「資産づくりは、安全・確実・有利な共済貯金で！」

この事業は、組合員の方々の財産形成と将来の生活設計を目的として預け入れされた貯金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を貯金者に還元する事業であり、現在の共済貯金残高は三百九十四億円余り、約三、七〇〇人余の方に利用されており、将来に備えた財産づくりに、ぜひ安全有利な共済貯金をご利用ください。

◇定期・積立貯金の支払利率（年利）は次のとおりです。

（平成二十二年十月一日現在）

- ・一年定期 〇・九〇%
 - ・二年定期 一・一〇%
 - ・積立貯金（三年満期）一・一〇%
- ※いずれの利率も税引き前です。

◇中途解約の場合

定期貯金、積立貯金ともに申し出により、随時、中途解約ができます。その際の利率（年利）は次のとおりです。

- ・一年定期 六月未満 〇・一〇%
 - ・一年定期 六月以上一年未満 〇・五五%
 - ・二年定期 六月未満 〇・一〇%
 - ・二年定期 六月以上一年未満 〇・四五%
 - ・積立貯金 一年以上二年未満 〇・六五%
 - ・積立貯金 三年未満 〇・五〇%
- ※いずれの利率も税引き前です。

◇預入れ最高限度額

- ・定期貯金 五千万円（一日当たり一百万円以上三百万円迄。但し、退職手当を預入の場合は、一日当たり三〇〇万円以上の預入れが可能です。）
- ・積立貯金 月額三十万円

◇申し込み手続きについて

- ・定期貯金 「共済貯金振込依頼書」（五枚一組）に所要事項を記入・押印し現金等を添えて、最寄りの阿波銀行よりお振り込みください。
 - ・積立貯金 所属所備え付けの「積立貯金申込書」を所属所を経由してご提出ください。
- なお、「共済貯金振込依頼書」がご入り用の際は、所属所担当課または当組合貯金係までお申し出ください。阿波銀行本店・各支店にもございますので、窓口にておたずねください。

（注）共済組合事務局内での、現金による預入・解約のお取り扱いは一切しておりません。

その他ご不明な点がございましたら、
福祉課貯金係〇八八・六二一・三五三四
までお問い合わせください。

年金等相談会が開催される

退職予定者の方を対象に年金等相談会が開催され、延べ310名の組合員が参加されました。参加の皆様は、それぞれ自分の退職後の年金や医療保険等がどのようになるのか、熱心に相談をされてきました。

◎開催場所：ホテル千秋閣

◎開催日：8月18日～20日 } 互助会主催のため互助会会員である組合員対象
8月23日～25日 }

8月30日～31日 徳島市・同水道局・同交通局・同市民病院の組合員対象

※なお、年金等の相談は、いつでもできますので、希望する方は、共済組合までご照会ください。

（代表電話 088-621-3500）

教育資金貸付のご案内

平成23年度に入学または修学される場合の教育資金の貸付を下記のとおり取り扱いますので、ご利用ください。

	入学貸付	修学貸付
借受資格	組合員またはその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）で、学校教育法に定める高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校及びこれらに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関（以下「学校等」という。）に入学するとき。	組合員またはその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）で、学校等において修学するとき。
貸付金額	給料の6月分までで疎明資料の金額内（最高限度額200万円）	1月につき10万円（修業年限の年数に相当する月数を限度）で疎明資料の金額内。ただし、申込みは年度毎に必要とします。（なお、年度の途中から申込み時は、申込みのあった月の翌月から起算して残存する月数を対象とします。）
貸付利率	年2.66%（平成22年10月1日現在 特例期間中）	
貸付条件	一部負担金（保証料）として、年0.06%が貸付利率に加算されます。	
償還方法	①毎月の給料から控除による元利均等償還 ②毎月分に加え、賞与（6月・12月）から2か月分償還するボーナス併用償還 上記①又は②のいずれかを選択。	
償還期間	貸付を受けた月の翌月から120月以内（貸付金額及び償還方法により定める月数による。）	上記方法の ①を選択したとき 150月 ②を選択したとき 102月 なお、申出により次のいずれかの償還方法を選択することができます。 ①貸付対象者が修学中は、利息のみを償還し、修学が終了した月の翌月から償還を開始する償還方法 ②貸付を受けた月の翌月から償還を開始する償還方法
必要書類	①貸付申込書 ②借用証書 ③印鑑証明書 ④借入状況等申告書（他の金融機関等からの借入がある場合、毎月及びボーナスの償還額等の確認ができる疎明資料を添付） ⑤償還方法選択申告書 ⑥経費の内訳書 ⑦入学金、授業料、下宿代等の金額が記載された入学案内または貸借契約書の写し ⑧見積書（学生生活に必要な物品購入の場合） ⑨合格通知書又は入学許可書の写（ただし、入学後1か月以内に在学証明書の原本の提出が必要となります。）	①～⑧まで入学貸付の場合と同じ ⑨在学証明書又は学生証の写（ただし、入学後又は新学年を迎えてから1か月以内に新年度の在学証明書の原本の提出が必要となります。） ⑩修学内容明細書
貸付日	随時	平成23年3月1日以降随時

（備考）

- 「理事長が定める要件に該当する外国の教育機関」とは、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校に相当する外国における学校です。
また、この場合の申込書類⑨の証明書は、外国の教育機関が証明したものとし、国内の学校長が留学を認めた場合は、その学校長の証明書でも差し支えないものとします。
- 貸付申込日において、本組合の被扶養者に認定されていない子に係る入学貸付又は修学貸付の申込みをする場合は、組合員との続柄が確認できる書類（戸籍抄本等）を添付してください。
- 毎月の償還額と他の金融機関を含む借入金に対する毎月の償還額の合計が、給料月額30%を超えるとき並びに年間の償還額が、ボーナス等を含めた年収額の30%を超えるときは貸付できません。

ご不明な点がございましたら、福祉課貸付係 088-621-3538 までお問い合わせください。



「団体信用生命保険(だんしん)」 中途加入について

【制度の特長】

借受人が、貸付金の償還中に万一死亡または高度障害となった場合、保険金により債務を相殺し、退職手当をご本人およびそのご家族のために確保する保険制度です。

【募集の対象者】

既貸付者のうち団信保険に未加入の組合員であって、次の①から③に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ①加入時(今回の中途加入の募集にあっては平成22年12月1日現在)の年齢が、満70歳未満であること。
- ②平成22年9月末日現在の債務残高が50万円以上であること。
- ③健康状況に関する次の告知事項に合致すること。

告知事項

告知日現在、私の就業状態および健康状態は下記のとおりです。

現在の就業状態…私は、団体信用生命保険への加入を申し込むにあたり告知日現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

過去3年以内の健康状態…申込日(告知日)より起算して過去3年以内に、別表記載の病気により連続して2週間以上の入院をしたことはありません。

別表

狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、脳動脈硬化症、精神病、神経症、てんかん、自律神経失調症、アルコール依存症、ぜんそく、慢性気管支炎、胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、慢性すい臓炎、慢性肝炎、肝硬変、慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、がん、肉腫、白血病、腫瘍、ポリープ、糖尿病、リウマチ、膠原病

【ご加入上の注意事項】

次のような場合には保険金が支払われないことがあります。

- ①告知義務違反による解除
- ②保障の開始日から1年を経過する前に自殺したとき
- ③戦争その他の変乱により死亡または高度障害となったとき
- ④加入者の故意により高度障害状態となったとき
- ⑤詐欺取消し、不法取得目的による無効の場合
- ⑥保障開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になったとき
- ⑦保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害になったとき
- ⑧重大事由による解除の場合

※高度障害とは以下の状態をいいます。(生命保険会社の統一認定基準)

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(※1)
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(※2)
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(※2)
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(※1)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

(※2)「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便、排尿、その後始末、および衣服着脱、起居、歩行、入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

加入申込手続

平成22年10月中旬頃、所属所担当課を經由し、加入手続のご案内をさせていただきます。
詳細は「だんしん事業加入手続のご案内」および「だんしん事業重要事項に関するご説明」をご覧ください。

お問い合わせ

徳島県市町村職員共済組合 福祉課物資係 TEL:088-621-3557

「団体信用生命保険」の中途加入をご検討の方は同時に
「債務返済支援保険」の申込みも受け付けております。

※「団体信用生命保険」に既に加入されており、「債務返済支援保険」の適用を追加して申込まれる場合は、事後適用の取扱いになりますので、詳しい手続きは福祉課物資係までお問い合わせください。

【制度の特長】

団信保険の加入者が、傷害・疾病または所定の精神障害により就業障害となったとき、所定の就業障害の期間中(免責期間30日)、貸付金の返済金相当額(平均返済月額)を保険金として加入者にお支払いする制度です。

団信保険と支援保険をあわせて適用することにより、万一の場合だけではなく、長期間就業障害となった場合にも返済金相当額が補償されます。

補償対象期間は免責期間30日終了後の翌日から起算して3年までが限度となります。

【募集の対象者】

団信保険の中途加入と同時に支援保険の適用を受ける場合は、次の①から④に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 団信保険を同時に申し込んでいること。
- ② 加入時(今回中途加入の募集にあっては平成22年12月1日現在)の年齢が、満18歳以上満60歳未満であること。
- ③ 元金または元金の償還を猶予されていない貸付であること。
- ④ 団信保険の加入要件を満たし、かつ、健康状況に関する次の告知事項に合致すること。

告知事項

申込日(告知日)より起算して過去3年以内に下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありません。
 (注)「治療」には、指示・指導を含みます。

一過性脳虚血発作(TIA)、心不全、大動脈瘤、不整脈(心房粗細動など)、じん肺症、慢性肺気腫、クローン病、下垂体・副腎機能障害(クッシング病、巨人症、アジソン病など)、重症筋無力症、血友病、再生不良性貧血、悪性リンパ腫、エイズ・HIV感染症、認知症、パーキンソン病・症候群、網膜色素変性症、黄斑部変性症

【ご加入上の注意事項】

次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。

- ① 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
 - ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
 - ③ 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害
 - ④ 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
 - ⑤ 戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害
 - ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
 - ⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔運転による傷害による就業障害
 - ⑧ 精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払になるものがあります。詳細は「だんしん事業加入手続のご案内」をご確認ください。)
 - ⑨ 退職後に開始した就業障害
- なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払ができないことがあります。

貸付事業からのお願い

貸付事業の目的は、組合員が自己の用に供するための住宅の取得や臨時に資金を必要とするときに、資金の貸付けを行うこととなっております。また、その貸付資金の財源は、組合員の皆様の大切な年金資金から借入金をもって運営しております。

しかしながら、昨今、共済組合から貸付けを受けた組合員が自己破産、民事再生などにより、貸付金を償還できなくなる事故が発生し、貸付事業の運営に深刻な影響を与えています。(貸付事故の発生状況は下表のとおりです。)

共済組合においても、平成18年4月から貸付規程の一部改正により、貸付の適正な審査、借受人の償還能力、貸付要件の厳格化や事前審査の充実、債権回収への取り組み強化など、事業の健全運営に努めているところです。

組合員の皆様におかれましては、貸付の資金は皆様の大切な年金原資であることから、クレジットカードやローンの状況を含め、総合的に無理のないしっかりとした返済計画を立ててから借入をするようにしてください。貸付事業の存続と健全な運営に向け、尚一層のご協力をお願いいたします。

貸付事故発生状況 (受任通知ベース)

事故種類	平成20年度			平成21年度		
	人数	件数	金額	人数	件数	金額
自己破産	3人	6件	4,318千円	4人	7件	5,299千円
個人再生	8人	12件	13,207千円	3人	5件	8,322千円
計	11人	18件	17,525千円	7人	12件	13,621千円

四〇歳代での裸眼に要注意!

決して避けられない老眼と上手につき合ったために



老眼は小学生のころからすでに始まっている

人間にとって四〇歳代とは、男女ともにもっとも成熟した時期といわれます。しかし、体の老化はずっと早く始まっており、とくに眼の老化は小学生のころからすでに始まっているということをも、みなさんはご存じでしたか?

私たちの眼には、デジカメのように瞬時にピントを合わせる機能(オートフォーカス機能に似た働き)があります。その機能を支えるのは、カメラのレンズのような役割を果たす水晶体と、伸縮によってレンズの厚みを調整する毛様筋です。水晶体と毛様筋の働きによって、私たちは目の前にあるものを鮮明な形でとらえることができるのです。

ところが、年齢を重ねるにつれ、水晶体の弾力性や毛様筋の伸縮機能は徐々に低下し、レンズが厚みを増しにくくなりま

距離(近点距離)が長くなり、「それまで読んでいた距離から離さないと、文字が読めない」といった症状を感じるようになるのです。これがいわゆる老眼(正確には老視)のメカニズムです。

とはいえ、老眼は加齢によって急激に始まるものではありません。じつは、小学生で数センチ、二〇歳代では一〇センチ、三〇歳代で一五センチといったように、近点距離は年齢と比例して徐々に長くなっていきます。ただし、新聞や本を読むとき、多くの人は眼から三〇〜四〇センチの距離を離す習慣を身につけているため、近点距離が短い年齢層では、老眼の症状を自覚することがほとんどありません。近点距離が二〇〜五〇センチになる四〇歳代になって初めて、老眼を自覚する割合が増えるのは、このような理由からです。

「近視の人は老眼にならない」は誤解

俗に「近視の人は老眼になら

ない」という説もありますが、これは誤解です。そもそも近視は近くの物が見えやすい状態にあるため、老眼になっても自覚症状として気づきにくいのです。また、近視の人はメガネの着用によって、ピントが合う位置を正常な場所に矯正していることがありますが、そのため、老眼になると、むしろメガネを外したときのほうが、近くの物を見やすいと感じるようになります。ただし、これはあくまでも「近視の状態が老眼になっていく」という状態であるとはいえません。

老眼と上手につき合うために

老眼は病気ではなく、加齢によって避けられない老化現象の一つです。パソコン・テレビ・携帯電話などの画面を長時間見続けるような生活習慣は、毛様筋に過度の負担をかけることになり、老眼の進行を早める原因になります。眼が疲れたと感じたら、温タオルを当てて、眼の

疲れや緊張をほぐしましょう。また、パソコンで長時間作業をする場合は、一時間に一〇分〜一五分程度の休憩を確保するのが望ましいといわれています。

「老眼かな?」と思ったら、眼科を受診することをぜひお勧めします。眼科受診を勧める理由は「自分の眼に合った老眼鏡を作るため」と「白内障や緑内障などの病気が潜んでいないかをチェックするため」です。既製の老眼鏡は簡単に手に入るの

で便利ですが、人によっては視力に左右差があったり、乱視を合併している場合もあります。眼への負担軽減を考えると、自分に合った老眼鏡を作るのが望ましいでしょう。また、病気の場合にも、老眼に似た症状が見られることがあります。最近では、眼病の治療だけでなく、伝導式角膜形成術(CIK)という老眼治療を導入している眼科もあります。老眼の症状を感じたら、自己判断せずに、最寄りの眼科医に相談してみてください。いかがでしょうか。

10月10日は目の愛護デー



ご存知のとおり、10を2つ並べて横にすると眉と目の形に見えることからこの日が制定されました。

そのはじまりは1931年(昭和6年)、中央盲人福祉協会の提唱によって、失明予防の運動としてこの日が「視力保存デー」と定められ、戦後、厚生省(現厚生労働省)が「目の愛護デー」と改称しました。

また、1963年10月10日には、日本初のアイバンク(順天堂アイバンクと慶大眼球銀行)が開設されました。

みなさんも「目の愛護デー」をきっかけに目を大切にすることについて考えてみませんか。

目に関することわざ: 目は口ほどに物をいう、目は心の鏡、目引き袖引き、目から鱗が落ちる、目の上の瘤

※意味がわからないときは、調べてみてください。

組合員限定 特別プランのご案内

年末年始 組合員 特別同窓会プラン

宴会3時間!
こゆっくりとご歓談ください。



お一人様 **6,000円コース**
8,000円コース

☆お料理・3時間のドリンク・会場費を含みます。

その他、ご予算に応じてご用意できます。

<特典>

- ・20名様以上で2名様分、30名様以上で3名様分の飲食代金を無料サービスいたします。
- ・卓上花・名札作成・通信カラオケ無料サービスいたします。
- ・幹事様にレストラン利用券進呈いたします。

スポーツチーム 応援プラン



お子様やお仲間との各種
スポーツ大会・文化活動
イベントの打ち上げに最適です。

パーティー料理

大人 **3,000円～**
中高生 **2,500円～**
小学生以下 **1,500円～**

※お子様のドリンク持込可能です。

ご法要プラン

☆お料理内容はお客様のご要望をお伺い
できます。

お一人様料理価格 **4,000円～**

- ・お土産の手配もさせていただきます。
- ・ご自宅あるいは寺院までのマイクロバス無料送迎をさせていただきます。(要予約)



和室は好きだけど座布団に座っての食事はどうもと敬遠されるお客様には、和机・和椅子でのお食事はいかがでしょうか。モノトーンなシックなデザインで、落ち着いた雰囲気が好評です。

和室謝恩価格宿泊プラン



■ 1名様 3,950円
■ 2名様 7,000円
■ 3名様 9,000円

※(財)徳島県市町村職員互助会の宿泊助成券利用でさらに、3,500円割引できます。

宿泊予約は本年10月1日より、ホームページから直接お申し込みができるようになりました。

ホテル千秋閣 徳島

検索



※上記表示価格は、税金・サービス料が含まれております。

ご予約・
お問い合わせは

ホテル千秋閣 予約係 TEL.(088)621-3333まで

✉ sensyukaku@opal.nmt.ne.jp

ホームページ URL <http://www.sensyukaku.jp/>

忘年会・新年会プラン

平成22年11月1日(月)～平成23年2月28日(月)

平成22年10月
発行／徳島県市町村職員共済組合

徳島市幸町三丁目五五番地
☎六二―三五〇〇

編集発行人／北浦 忠明

オススメ 特別プラン

特別卓盛料理

⊕
2時間30分
飲み放題

お一人様 **6,000円**

◆10名様より承ります。



材料の都合により内容が若干変更になる場合がございます。

お手軽 格安プラン

ビュッフェ料理

⊕
2時間30分飲み放題

お一人様 **5,000円**

着席ビュッフェ、立食形式からお選びいただけます。

◆20名様より承ります。

お料理プラン

卓盛コース

お料理単価

● **5,000円**

● **6,000円**

会席コース

お料理単価

● **5,000円**

● **6,000円**

● **7,000円**

鍋コース

各種鍋料理をご予算に応じてご用意できます。

飲み放題プラン

① お一人様 **1,500円**……日本酒・ビール・ノンアルコールビール・ウイスキー・焼酎・ソフトドリンク

② お一人様 **2,000円**……①+ワイン

◆飲み放題は2時間30分以内です。

うれしいプラン特典

① 組員特典

お料理単価5,000円以上・10名様以上で、
お料理単価10%割引

② スペシャルチョイス特典

A・Bのどちらかをお選びください。

A. レストラン利用券進呈

10名ごとに1,000円分(上限5,000円)

B. タクシー券(初乗り)進呈

但し、お料理単価5,000円・15名様以上の場合。

5人に一台分(1枚)(上限10枚)

③ 組員宿泊特別特典

▶「宿泊施設利用助成券」ご利用の場合

一泊朝食付き 1,000円

▶「宿泊施設利用助成券」ご利用でない場合

一泊朝食付き 4,500円

④ マイクロバス無料送迎

(要予約)

第7回
秋の賞味会

「食の華」
健康旬彩会席



●と き:2010年10月20日(水) 18:30開宴

●お一人様:10,000円(お料理・ドリンク・税サ込) チケット制となります。

※表示料金は、税金・サービス料が含まれています。

その他、各種ご会食・ご宴会の特典もございます。組員の方のご利用をお待ちしております。

ホテル千秋閣

●ご予約・お問い合わせ

☎(088) 621-3333 (宴会予約専用)

✉sensyukaku@opal.nmt.ne.jp

徳島市幸町3丁目(市役所隣) 10F レストラン 聚楽(和食・洋食・中華料理)

☎(088) 622-9121(代) <http://www.sensyukaku.jp/>

ホテル千秋閣 徳島

検索

